

平成 29 年度 第 3 回岡崎市景観審議会議事録

1 日時 平成 29 年 11 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 5 時 15 分

2 場所 岡崎市役所分館 3 階 大会議室

3 議題

- (1) 諮問第 4 号 「第 3 回おかざき景観賞の審査について」
- (2) 報告第 5 号 「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画の策定について」

4 出席した委員（10 名）

学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	堀越 哲美
学識経験者	水津 功
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	長谷川 明子
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	佐藤 繁子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	鈴木 壽美

5 説明者

都市整備部拠点整備担当部長	初井 泰晴
都市整備部まちづくりデザイン課長	杉山 弘朗
都市整備部まちづくりデザイン課 副課長	浅井 恒之
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係長	鈴木 秀幸
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係技師	小林 佑大

6 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として水津委員及び柴田委員を議事録署名者に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例に基づく会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行い、一部非公開とすべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第4号「第3回おかざき景観賞の審査について」(説明)

【諮問第4号については非公開】

9 諮問第4号「第3回おかざき景観賞の審査について」(質疑)

【諮問第4号については非公開】

10 報告第5号「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画の策定について」(説明)

議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(小林技師)から説明した。

- (1) 眺望計画の策定について
- (2) 大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域(特別地域)

9 諮問第4号「第3回おかざき景観賞の審査について」(質疑)

河江委員：

写真を見ると電線・電柱が目につくが、地中化について検討されているか。

事務局：

地元からも同様のご意見をいただいている。歴史まちづくりの仕組みの中で、今後10年程度を目標年度として取り組んでいきたい。

佐藤委員：

眺望景観形成基準にある「市長が景観審の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合」とはどのような場合か。

事務局：

具体には個別案件として審議会にかけて判断して頂くことになる。フォトモンタージュなどの資料提出を求めていくことになるかと思う。

瀬口会長：

はじめから厳格な基準を設ける場合と、比較的緩く構えておいて審議会で判断するような場合がある。今回は緩く構えていくこととしておいてもよいのではないかと考える。

横山委員：

遙か遠くに超高層ビルが建つような場合の扱いはいかがか

事務局：

南にいくと地形の勾配でクリアランスが増えていく。建蔽・容積率の関係から現状でただちにビスタの背後地景観が脅かされるとは考えていない。

瀬口会長：

土地が大きければ高いものはいくらでも建てられるため、今後の課題である。

堀越委員：

現在、天守が額縁の中心に来るように視点場をずらしているが、江戸時代の美意識を勘案すると、必ずしも額縁の中心と天守を結ぶ線上に視点を置くことが正解とは思えない。ビスタラインの幅にはある程度の許容範囲となる幅を設けておくべきではないか。測量についても厳密に幅を決めずに運用できないか。

事務局：

現在都市計画図上に引いた線から 2m の幅を緩衝帯として設定している。

天野委員：

既に背後地にタワーマンションが建っているが、伊賀川から見る岡崎城の景観も眺望景観として価値がある。いつかの建替えを見越して、こういった景観についてもご検討いただきたい。

瀬口会長：

フランスの都市計画ではそうした建築物を黒く塗ってある。日本では権利の侵害となるため難しい。

横山委員：

景観行政には性善説は通用しない。なるべく早く手を打つために、本来は 248 号までではなく、ずっと後ろまでこのタイミングで規制をかけるべきものだと考える。

事務局：

極端な話、西尾の山までも関係してくる話で、なかなかハードルが高いが、重要な課題として認識していく。

瀬口会長：

松本城のように、松本市内を超えてアルプスまで規制をかけている事例もある。難しいとは思いますが継続的な取り組みが望まれる。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成 29 年度第 3 回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
